（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四十一条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号。次条において「平成二十九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第三条の表国民年金法第二十八条第二項第一号の項及び国民年金法第二十八条第二項第二号の項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

第四十二条　平成二十九年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三条の表国民年金法第二十八条第一項の項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同表国民年金法第二十八条第二項第二号の項の次に次のように加える。

国民年金法第二十八条第五項	七十歳に達した日	年金機能強化法施行日から起算して五年を経過した日
国民年金法第二十八条第五項第一号	八十歳に達した日	年金機能強化法施行日から起算して十五年を経過した日

（相続税法施行令の一部改正）

第四十三条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号中「又は第九十一条の二十二第五項」を「、第九十一条の二十二第五項」に、「の規定により企業年金連合会」を「又は第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定により企業年金連合会」に改め、同条第六号中「）又は」を「）、」に、「）の」を「）又は第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の」に改める。

（国税徴収法施行令の一部改正）

第四十四条　国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第三号中「規定する加入者」の下に「又は所得税法施行令第七十二条第三項第五号に規定する企業型年金加入者」を加え、「所得税法施行令第七十二条第三項第五号イ」を「同号イ」に、「又は加入者」を「、加入者又は企業型年金加入者」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第四十五条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項第一号中「居住者（以下この項」を「居住者（以下この号」に改め、同項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に改め、「第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等」の下に「又は残余財産」を加える。

第七十条第一項第二号中「第七十二条第三項第六号」を「第七十二条第三項第七号」に、「十四年」を「十九年」に改める。

第七十二条第三項第五号中「加入員又は」を「、加入員」に、「の退職」を「又は確定拠出年金法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者（次号において「企業型年金加入者」という。）の退職」に、「同法」を「確定給付企業年金法」に改め、同号イ中「又は」を「、第四十九条の二第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）又は」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　確定給付企業年金法第九十一条の二十三第一項（企業型年金加入者であつた者に係る措置）の規定に基づいて支給を受ける一時金で、企業型年金加入者の退職により支払われるもの

第八十二条の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第百八十三条第二項第二号中「の移換）の」を「又は残余財産の移換）の」に改める。

第二百八十五条第二項中「第七十二条第三項第八号」を「第七十二条第三項第九号」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第四十六条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条の二第十号中「運用）（」を「運用）又は」に、「場合を含む。）」を「旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項」に、「次条第二項」を「次条第三項」に改め、「方法」の下に「若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法」を加え、「同条第二項において準用する」を削り、「第百三十条の二第二項に」を「第百三十六条の三第二項において準用する旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十九条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に」に改め、同条第十二号中「（確定給付年金資産管理運用契約等の意義）」を「（退職年金等積立金の額の計算）」に改め、同条中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　存続連合会確定給付年金積立金運用契約　平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項の規定により存続連合会確定給付年金積立金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十三条第一項第八号（規約）に規定する積立金をいう。次条第一項において同じ。）を運用するために締結された平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百五十九条の二第二項に規定する信託の契約をいう。

第百五十六条の三の見出しを「（確定給付年金積立金の範囲等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、同条第一項中「（退職年金等積立金額の計算）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する政令で定める積立金は、存続連合会確定給付年金積立金とする。

第百五十六条の四第一項第五号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第百六十三条第一項中「（退職年金等積立金の額の計算）」を「（退職年金等積立金の額の計算）」に、「第百五十六条の三第二項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）」を「第百五十六条の三第三項（確定給付年金積立金の範囲等）」に改め、同条第三項中「（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）」を「（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）」に改め、同条第四項中「（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）」を削る。

第百六十九条から第百七十二条までを次のように改める。

（確定給付年金基金資産運用契約の範囲）

第百六十九条　法第八十四条第三項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する政令で定める契約は、存続連合会確定給付年金積立金運用契約とする。

第百七十条から第百七十二条まで　削除

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第四十七条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項第一号ホ中「第九十一条の二十四」を「第九十一条の二十五」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四十八条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号ハ及び第二十七条の三第二号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。